

平成19年2月15日

協 定 書

申立人管理職ユニオン・関西（以下「組合」という）と被申立人株式会社ワールド（以下「会社」という）の間の大阪府労働委員会平成18年(不)第30号事件（以下「本件申立て」という）について、下記のとおり合意をみたので、ここに本協定書を作成し、双方誠実に履行することを確約する。

記

- 1 会社は、組合に対し、裏面のとおり会社神戸本社6階洗面所部分及び同17階社員対応カウンター正面の側面部分に、ワールド・ユニオンに貸与している組合掲示板とそれぞれ同規模の組合掲示板を速やかに貸与する。なお、組合掲示板の貸与条件については、労使間で誠実に協議するものとする。
- 2 組合と会社は、今後も円満な労使関係の構築に努力する。
- 3 組合は、本件申立てを取り下げる。

申立人 管理職ユニオン・関西
代表者 執行委員長 本田 直明
代理人 仲村 実

仲村 実

被申立人 株式会社ワールド
代表者 代表取締役社長 寺井 秀藏
代理人弁護士 竹林竜太郎



以上、確認する。

大阪府労働委員会

審査委員 浅羽 良昌
参与委員 要 宏輝
参与委員 山本 憲治



ユニオン掲示板設置に関する協定書

2007年3月30日

株式会社ワールド(以下、会社という)と管理職ユニオン関西ワールド分会(以下、ユニオンという)とは、ユニオン掲示板設置に関して次の通り協定する。

第1条(ユニオン掲示板設置について)

会社は、ユニオンによるユニオンメンバーへの情報伝達・広報活動のため、下記の通りユニオン掲示板を設置する事を認める。

- ① 掲示板は、本社ビル 17 階社員カウンター及び、本社ビル 6 階洗面スペース内の会社指定場所に設置する。
- ② ①の掲示板は会社が用意し、その設置場所はユニオンと協議の上で会社が指定する。尚、許可された設置場所以外への掲示板の設置、許可された掲示板の大きさを超える掲示物の掲示は禁止する。
- ③ ①の掲示物の掲示内容について、以下のものは掲示をしない。
 - ・ 政治活動、宗教活動に関わるもの
 - ・ 会社および、会社のグループ会社の名誉・信用を失墜する記載であって、正当なユニオン活動の範囲を逸脱するもの
 - ・ その他、事実関係の裏付けのない虚偽の記載
- ④ 掲示スペースの使用料は、無償とする。

第2条(第1条違反)

本協定第1条①②③に違反する行為があった場合は、会社はユニオンに対して書面で、文書の修正もしくは掲示物撤去を申入れる。

2. 前項の申入れ後、3営業日を経過しても、ユニオンが会社の申入れに従わない場合は、会社は当該掲示物を撤去できる。

第3条(協議事項)

本協定に疑義が生じた場合または改廃を行う場合には、会社またはユニオンが相手に対し文書をもって意思表示を行い双方協議の上、手続きする。

第4条(有効期限)

本協定の有効期限は、2007年4月1日から1年とし、期間満了の3ヶ月前までに会社もしくはユニオンから特段の意思表示が無い場合は、期間満了の日から引き続き1年有効とし以降も同様とする。

以上

会社：株式会社ワールド

人事担当役員 南山 学



ユニオン：管理職ユニオン関西ワールド分会

分会長 北村 庄司

